

第1章 小豆島町文化財保存活用地域計画の作成にあたって

第1節 計画作成の背景と目的

小豆島町には、瀬戸内海国立公園の象徴ともいえる名勝神懸山（寒霞溪）をはじめとして、大坂城石垣石丁場跡 小豆島石丁場跡等の国の歴史に関わる史跡、室町期の明王寺釈迦堂や近代化産業遺産である醤油醸造蔵や邸宅等の建造物、木造伝池田八幡本地仏座像等の美術工芸品、農村歌舞伎とそれを演じる舞台や見物するための栈敷、伝統的な醤油醸造技術等の民俗文化財、皇子神社社叢や誓願寺のソテツ等の天然記念物など、多種多様な指定等の文化財が保存・活用されている。また、これらの指定等の措置が図られている文化財以外にも、素麺や佃煮などの産業、山や海、自然と集落、町並み、棚田等のさまざまな景観、とんどや盆行事、秋祭り等の地域で大切に守り継いできた文化、寺社、石造物、祭礼、民話や伝承等があり、先人たちの手によって大切に育まれてきた。

これらは、小豆島町を端的に特徴づけるシンボルであるとともに、地域の自然や人々が時間をかけて守り育ててきた「地域の宝物」である。現代を生きる我々には、この「地域の宝物」を次世代へと引き継いでいく責務がある。

しかしながら、生活様式の変化や少子高齢化等の社会情勢の変化により、地域の担い手が減少し、これら多くの「地域の宝物」の保存・継承が危機にさらされている。また、文化財やその他の関係する分野での活用ができていないことから、「地域の宝物」が地域の活性化や観光資源として十分に生かされているとは言い難く、このままでは、知らずのうちに失われてしまう可能性があり、文化財保護行政だけではなく、地域社会総がかりで「地域の宝物」の保存・活用を推進していく必要がある。

文化庁は、歴史文化の保存と活用に関する全国的な課題を受け、平成29年（2017）の「文化芸術振興基本法」改正¹により、文化芸術の固有の意義と価値を尊重した上で、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他関連分野とも連携し、文化芸術により生み出される様々な価値を、継承、発展及び創造に活用するとした方針を掲げた。平成30年（2018）の「文化財保護法」改正により「文化財保存活用地域計画」が規定され、地域における文化財の保存・活用の促進や未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域総がかりでその継承に取り組んでいくことの必要性が示されると共に、地方文化財保護行政の推進力の強化が図られた。これを受け、香川県は令和2年度（2020）に『香川県文化財保存活用大綱』を策定し、「「せとうち・香川」ならではの歴史文化の探求とそれを生かしたまちづくり」を進めていくことを基本目標としている。

本町では、令和元年度（2019）に日本遺産「知ってる!? 悠久の時間が流れる石の島～海を越え、日本の礎を築いたせとうち備讃諸島～」の認定を受け、関連する「地域の宝物」を活かしたまちづくりが行われているほか、地域や関係団体が「地域の宝物」を活用した取組を行っているが、町全体として、関係団体間で連携した「地域の宝物」の保存・活用が十分に行えていない課題がある。

この課題解決及び法制度等の状況を踏まえ、「地域の宝物」を保存・活用していくために、「地域の宝物」を生かしたまちづくりのマスタープランでありアクションプランとなる「小豆島町文化財保存活用地域計画」（以下、「本計画」という。）を作成し、各種事業を通じて、地域と共に「地域の宝物」の保存・活用と継承を図るものである。

¹ 改正後は、「文化芸術基本法」に名称変更された。

第2節 本計画の位置づけと関連計画の状況

町の基本計画である『第2期小豆島町総合戦略』（令和2年～令和6年（2020-24））では、「小豆島の豊かな自然、文化、伝統、産業、人と人の絆などを守り、その価値を磨き、新しい価値を加えて、次の世代につなげていく」、「日本や世界の人々との関係をつくり、お互いに交流し、みんなで助け合いながら、島の魅力を高める」、「地域の連帯感や助け合いの心で、自分たちの地域に誇りと自信をもって地域を作っていく」という基本理念を将来像として設定している。それを実現するために6本の柱を掲げており、このうち「教育・文化のまち」の中の「文化・アート総合戦略」において、地域の伝統・文化を守り、活用し、継承していく仕組みを作ることが基本施策として示されている。

また、『小豆島町教育大綱』（平成29年～令和3年（2017-21））をはじめ、『小豆島町商工業振興計画』（平成29年（2017）策定）、『小豆島町すくすく子育て応援アクションプラン』（令和2年～令和6年（2020-24））においても、文化財が「地域資源」や「社会資源」として位置づけられており、他分野での活用が期待されるとともに、これらを活用することで地域や教育、商工、観光等の分野での課題解決に資するものとして位置づけられている。

本計画は、「文化財保護法」第183条の3に基づき、本町における文化財保護及び「地域の宝物」に関連する施策の展開にあたっての基本的な方針を提示するものである。合わせて、その他の関連施策とも相互補完的に連携させることで、より計画的かつ効果的な方法で「地域の宝物」の保存・活用を促進するものである。

また、本計画は、香川県及び香川県教育委員会が令和2年度（2020）に策定した『香川県文化財保存活用大綱』と整合させ、反映させることとする。

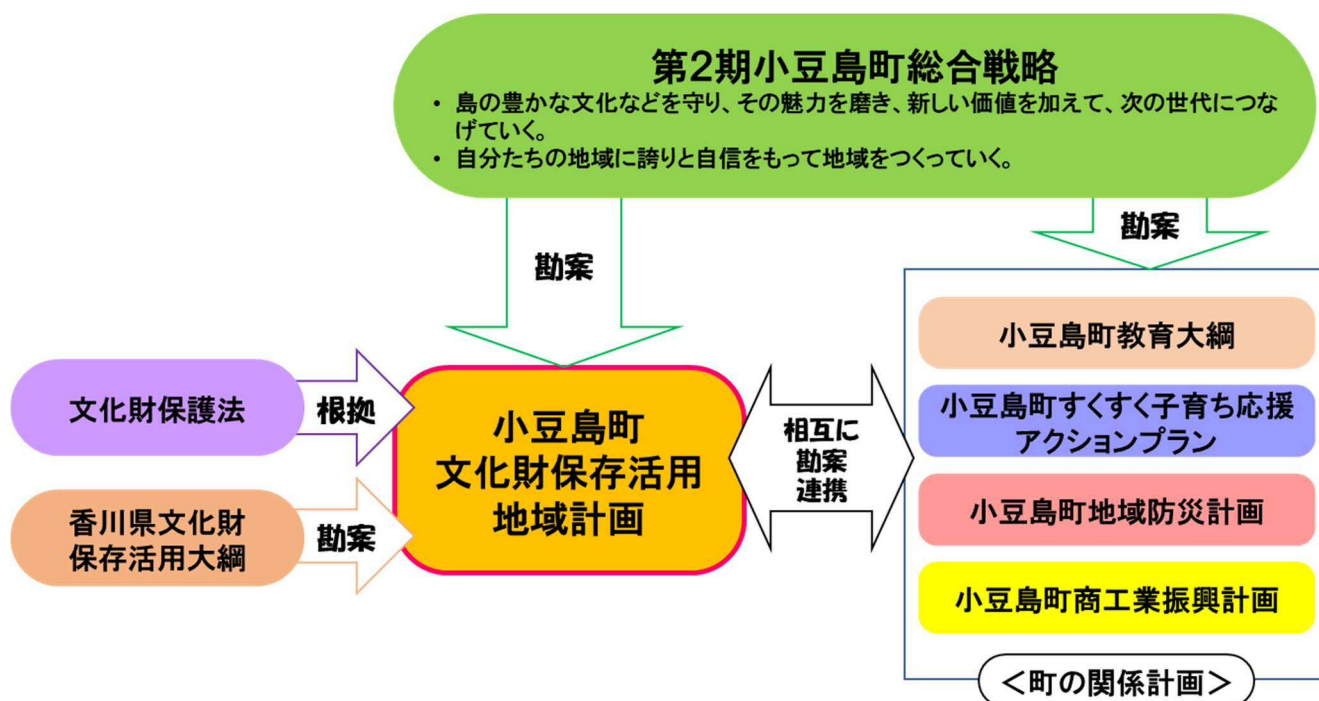


図1-1 各計画の関係図

(ア)「香川県文化財保存活用大綱」(令和2年策定)

基本目標:「せとうち・香川」ならではの歴史文化の探求とそれを生かしたまちの魅力向上

基本方針Ⅰ グローカルな視点での歴史文化の探求と発信の推進

文化財の掘り起こしやそれを取り巻く周辺環境の調査・研究においては、常にグローバルな視点、すなわち、地域にとどまらない普遍的な価値と、「せとうち・香川」という人文・社会環境の中で育まれてきた地域ならではの価値という2つの視点から読み解き、文化財やそれらが伝える歴史文化を顕在化させていきます。

また、一人でも多くの県民がより身近に文化財を感じることができるよう、多様で豊かな歴史文化を広く情報発信していきます。

基本方針Ⅱ 地域の宝の継承と未来へ伝えていく担い手づくりの推進

これまで地域で守り、伝えられてきた文化財はまさに「地域の宝」であり、文化財に応じて、それを取り巻く周辺環境とともに保存し、持続可能な形で未来への継承を図っていきます。

そのためには、多様な担い手を育成することが何よりも重要です。県内の各地域で様々な立場、世代の人材を育成していくために市町、所有者、関係団体等と連携しやすい体制づくりに取り組みます。

基本方針Ⅲ 地域の宝を核とした地域づくりの推進

「地域の宝」である「せとうち・香川」の特色ある文化財とそれを取り巻く周辺環境を活かした地域づくりが図られるように、地域の様々な民間団体などと連携し、市町は文化財保存活用地域計画等の作成を進め、県は計画作成等への助言、支援を行っていきます。同時に、地域総がかりで、文化財とそれを取り巻く環境の保存と活用に関わっていく体制づくりを目指します。さらに、文化財の保存や活用を通じて、県民がふるさとに誇りを持ち、愛着を感じられるような地域づくりへと繋げていきます。

目指す姿

- ・ 「せとうち・香川」の歴史文化が豊かになり、地域の魅力がより一層高まる。
- ・ 様々な人々が関わることで文化財を守り、持続可能な形で未来へと継承する。
- ・ まちづくりや地域活性化の中で文化財が活かされ、心豊かな暮らしの実現に貢献する。

(イ)「第2期小豆島町総合戦略」(令和2年～令和6年)

基本理念

- ・ 小豆島の豊かな自然、文化、伝統、産業、人と人の絆などを守り、その価値を磨き、新しい魅力を加えて、次の世代につなげていく。
- ・ 日本や世界の人々との関係をつくり、お互いに交流し、みんなで助け合いながら、島の魅力を高める。
- ・ 自分たちのことは、自分たちで考え、行動し、変えていくという本来の姿を取り戻す。
- ・ 地域の連帯感や助け合いの心で、自分たちの地域に誇りと自信をもって地域をつくっていく。

基本施策:「教育・文化のまち」－「文化・アート総合戦略」(関係部分のみ)

- ②文化財保存活用地域計画を策定し、地域の文化・伝統を守り、活用し、継承していく仕組みをつくる。
- ③せとうち備讃諸島の石の物語(日本遺産)の魅力を高め、みんなで活動することによって文化への自信と誇りを育む。

(ウ)「小豆島町教育大綱」(平成29年～令和3年)※令和4年度見直し予定

教育目標:「ふるさとを愛し、人間性豊かで、たくましく未来に生きる人づくり」

- 教育方針
- ①学ぶ意識を高め、知性を磨く。
 - ②人間尊重の精神と豊かな道徳性を養う。
 - ③たくましい心と体を鍛える。
 - ④社会連携の意識を養い、郷土を愛する心を育てる。
 - ⑤子育てと社会参加の両立を推進する。

重点課題

Ⅳ. 幼・保・小・中・高の一貫教育の推進 — 2 幼・保・小・中・高の一貫教育の推進

(2) コミュニケーション教育等の推進 — ③ふるさと教育の推進

郷土の自然や文化を取り入れた教育活動を推進し、自然や文化を愛する心、ふるさとを愛する心を育てるため、自然体験活動や文化交流活動を積極的に行う。

Ⅳ. 幼・保・小・中・高の一貫教育の推進 — 4 学校教育の取組

(4) 人間尊重(心)の教育の実践 — ②総合的な学習の時間の充実

イ。地域との連携の推進

豊かな学習活動、体験活動を展開するために「人・もの・ことがら」の視点から、地域の教育資源の活用努める。学校支援ボランティア等の積極的活用努める。

ウ。国際理解の視点に立った教育活動の推進 (関係部分抜粋)

郷土資料「わたしたちの郷土小豆島」等の活用を通じて、郷土の歴史、自然等を知り、郷土の文化や伝統を大切にす態度の育成を図る。

(4) 人間尊重(心)の教育の実践 ― ⑥環境教育の充実

イ。地域の環境を生かした環境教育の推進

地域、社会施設、関係機関と連携し、自然体験や社会体験を一層重視し、よりよい環境を作るために努力する実践的態度の育成を図る。身の回りの自然や社会事象に触れ、自然の美しさや豊かさを守ることの重要性が実感できるように、「チャレンジ! グリーン活動」等を推進する。

V. 子育て応援の充実 ― 3 自然・文化を生かした教育

(1) 自然を生かした教育の充実 (関係部分抜粋)

豊かな自然の中で四季それぞれを感じる園外保育や、地域の伝統芸能等を取り入れた遊びを行うことにより、地域のよさを知り、ふるさとを愛する心を育てる。地域の自然、行事、人材等を活用した体験活動を多く取り入れ、園・所で生活が豊かで充実したものになるよう教育課程を工夫する。

VI. 生涯学習と文化・芸術の推進 ― 2 文化・芸術の推進

(1) 文化・芸術の振興

同じ時期に同じ郷土から出た壺井栄・黒島伝治・壺井繁治の文学者と、それを生んだ小豆島の文化の魅力を生家の活用等を通じて理解を深め、普及し、新たな島の魅力として島内外に発信し、併せて郷土の大切な文化として継承する。

(2) 文化財の保護と活用

文化財保護審議会や文化財保護協会と協力し、町内の貴重な文化財の保護と紹介を図るとともに、地域に眠る文化財を発掘し指定する。また、町が所有する貴重な民俗資料や絵画の再活用を図り、小豆島の歴史・文化を知ることができる場の整備に努める。町や個人が所有する古文書を、生涯学習の場で活用できるよう、悉皆調査を行い、目録化と保存処理を進める。農村歌舞伎の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択による徹底した調査を実施することにより、重要無形民俗文化財への指定に努める。

(エ)「小豆島町すくすく子育て応援アクションプラン～第2期～」(令和2年～令和6年)

今ここにある課題

- ・ 少子高齢化が急速に進行している。
- ・ 人口が急速に減少し、若年女性人口が大幅に減少すると予測されている。
- ・ 島の自然・伝統・文化・産業の継承が困難になりつつある。
- ・ 未来を担う子どもたちが健やかに育つ環境が失われつつある。

課題の解決に向けて

- ・ 町に住む一人一人が誇りを持ち、みんなで考え、行動する。
- ・ 子育てがしたくなる楽しい町づくりをする。
- ・ 高齢者が企業など地域のみんなが子育てに参加し、応援する。
- ・ それぞれがライフスタイルに応じた多様な働き方を応援する。

小豆島町子育て応援のデザイン (関係部分抜粋)

- ・ 魅力ある町の発信
文化の継承と魅力ある町を発信し、子育てのために住んでみたい町にする。
①小豆島の自然・伝統・文化・産業の継承【自然・伝統・文化・産業を生かした教育・保育の推進】【ふるさと学習の推進】
②小豆島の魅力を発信【島内外の情報発信を強化】
- ・ 子育てしやすい環境づくり
安心して働き、子育てできる環境を整備し、子育てしやすい町にする。
- ・ 地域による子育て応援
地域と連携して子供の成長を見守り、みんなが子育てを応援する町にする。

(オ)「小豆島町商工業振興計画」(平成29年策定)

町の産業づくりのビジョン:「互いにつながりを持ちながら、産業の新しい可能性を広げる」

- | | | |
|---------------|--------------------|---------------|
| I 地場産業の考え方 | II 農業・漁業の考え方 | III オリーブの考え方 |
| IV 文化・アートの考え方 | V 医療・福祉・教育・子育ての考え方 | VI 観光・国際化の考え方 |

第3節 計画期間

本計画は、計画期間を令和5年度（2023）から令和14年度（2032）までの10か年とする。

計画内容については、社会情勢や事業の進展状況、また、令和7年度（2025）に次期に入る『小豆島町総合戦略』等や『香川県文化財保存活用大綱』、その他の関係計画の改正に基づき、適宜見直しを行うこととする。なお、軽微な変更を行う際には、香川県を通じて文化庁へ情報提供を行うこととするほか、以下に掲げる軽微でない変更を行う際には再度文化庁に変更認定を受けることとする。

【文化庁に変更の認定を受ける内容】

- ・ 計画期間の変更
- ・ 町の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・ 本計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

さらに本計画に基づく事業については、中間年である令和9年度（2027）に事業成果の検証及び点検を行い、課題を再整理して、必要な見直しを行うこととする。

第4節 用語の定義

文化財保護法に規定される文化財は、いわゆる「六類型」（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群、文化的景観）に分類され、埋蔵文化財、保存技術も保護の対象としている。小豆島町内の国、県、町の指定等を受けている文化財についても、この類型に従って分類されている。しかしながら、「地域の宝物」はこの類型に収まるものではない。

本計画においては、指定や登録等を受けている文化財（以下、「指定等文化財」という。）及び未指定文化財を中核に据えながら、地域の特色や魅力を表現していると判断されるすべての歴史的、文化的、自然的な要素を指定等の有無や「六類型」等に関わらずに対象とし、これらを「地域の宝物」と呼称する。これらは、伝承、伝説、食文化、風景、人々の活動のほか、「地域の宝物」を支える人々や技術、地域の人々が守り伝えていきたいと考えている物事の全てを含んでいる。

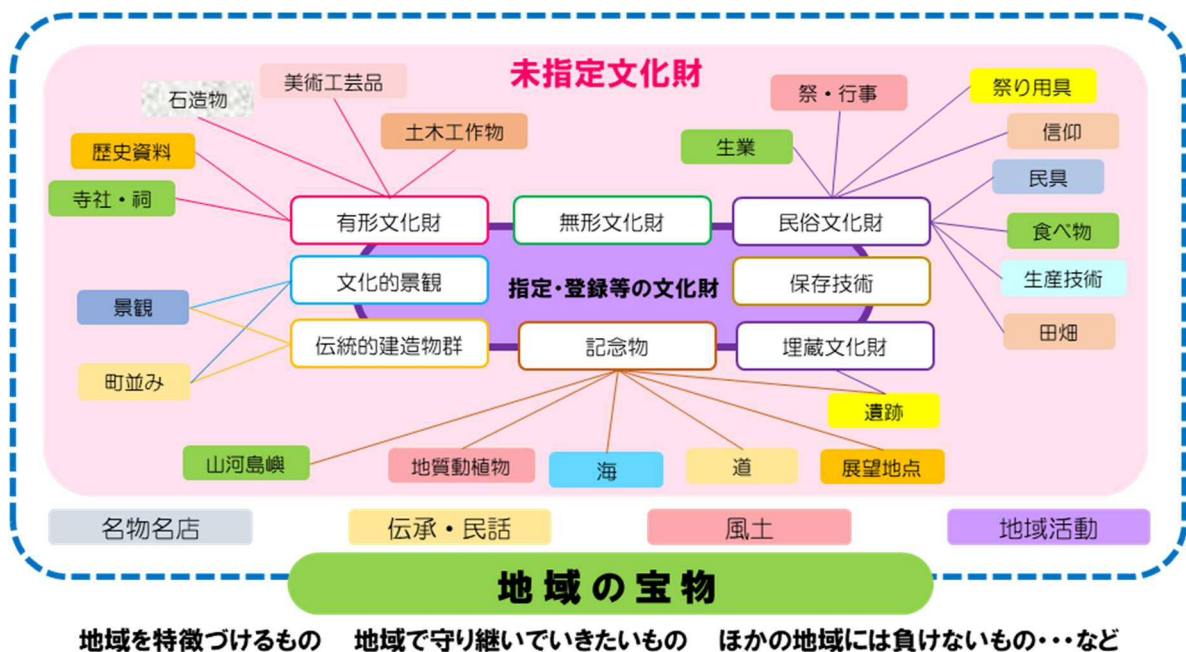


図1-2 「地域の宝物」概念図

第5節 計画作成の経過

(1) 小豆島町文化財保存活用地域計画作成協議会の設置

本計画の作成にあたり、文化財所有者、学識経験者、商工、観光、地域振興等の各分野から意見を集約するため、令和2年(2020)4月1日に小豆島町文化財保存活用地域計画作成協議会(以下、「協議会」という。)を設置した。本協議会は、文化財保護法第183条の9に規定される協議会である。

なお、計画作成後は「小豆島町文化財保存活用地域計画推進協議会」と名称を変更し、計画推進にあたっての連絡調整を行う。

	構成員
教育長	坂東 民哉(小豆島町教育委員会 教育長)
文化財所有者	高尾 直人(亀山八幡宮 宮司)
学識経験者	上杉 和央(京都府立大学文学部 准教授)
学識経験者	浜田 宣(徳島文理大学文学部 教授)
学識経験者	長谷川修一(香川大学創造工学部 教授) → 令和3年より、香川大学四国危機管理教育・研究・地域連携機構 特任教授
商工分野 (現職：◎)	谷本 充(小豆島町商工会 会長)【令和2年】 井上喜代文(小豆島町商工会 会長代行)【令和3年】 ◎長松 稔(小豆島町商工会 会長)【令和3年】
観光分野	永井 順也(小豆島町観光協議会 副会長 → 令和4年度より会長)
住民団体分野 (現職：◎)	竹内 章介(小豆島町自治会連絡協議会 会長)【～令和2年6月】 岡本 安司(小豆島町自治会連絡協議会 会長)【令和2年6月～令和3年6月】 橋元 高宣(小豆島町自治会連絡協議会 会長)【令和3年6月～令和4年6月】 斎藤 信幸(小豆島町自治会連絡協議会 会長)【令和4年6月～令和4年7月】 ◎木下 達也(小豆島町自治会連絡協議会 会長)【令和4年8月～令和5年3月】
関係行政機関 (現職：◎)	渡邊 智子(香川県教育委員会事務局 生涯学習・文化財課 課長)【～令和3年度】 ◎荻原 絢嗣(香川県教育委員会事務局 生涯学習・文化財課 課長)【令和4年度～】
その他	武部 廣文(小豆島町文化財保護審議会 会長)

図1-3 作成協議会の構成員

(作成協議会)

令和3年3月15日 第1回文化財保存活用地域計画作成協議会(小豆島町役場)

・文化財保存活用地域計画の制度について ・小豆島町版地域計画作成について ・スケジュール

令和3年8月20日 第2回文化財保存活用地域計画作成協議会(小豆島町役場)

・現在の状況説明 ・地域計画の原稿確認 ・スケジュール

令和4年3月28日 第3回文化財保存活用地域計画作成協議会(小豆島町役場)

・作成過程説明 ・地域計画の原稿確認 ・スケジュール

令和4年8月23日 第4回文化財保存活用地域計画作成協議会(小豆島町役場)

・計画の承認

(2) 小豆島町文化財保護審議会

本計画と文化財保護施策との整合性を図るため、文化財保護審議会において本計画の途中経過報告、意見聴取及び審議を以下のとおり行った。

(報告等)	令和2年11月8日	令和2年度 第1回文化財保護審議会
	令和3年3月29日	令和2年度 第2回文化財保護審議会
	令和4年3月17日	令和3年度 第1回文化財保護審議会
(審議)	令和4年8月29日	令和4年度 第1回文化財保護審議会
(構成員)	武部 廣文(香川県文化財保護指導員)【民俗】	
	桑名 清(香川県文化財保護指導員)【記念物】	
	矢形 義明(小豆島自然観察会)【記念物】	
	松尾 志郎(小豆島観光ボランティアガイドクラブ会長)【民俗】	
	岸本 壽雄(元大学教員)【記念物】	
	日向 光徳(元小学校教員)【有形】(令和元年度～3年度)	
	波田 好博(地元有識者)【有形】(令和元年度～3年度)	

(3) 町民への「地域の宝物」の意見聴取

本計画の作成にあたり、町内の「地域の宝物」を把握し、リストを作成した。作成にあたっては、町内の文化財や「地域の宝物」に関する刊行物や既往調査で取り上げられたものをピックアップしたほか、地域住民が考える「地域の宝物」の把握のため、ワークショップを行った。

ア 地域住民の考える「地域の宝物」の収集

「地域の宝物」の収集のために主に行ったものが、公民館区ごとに実施した「地域の宝物」ワークショップ(以下、「ワークショップ」という。)である。本町の文化財行政においては、文化財の総合的な把握調査を行っていなかったこと、住民と一緒に文化財について考える視点が欠如していること、旧町や地域、分野ごとでの歴史文化への取組状況の差といった課題があった。これを解決し地域住民が守っていききたい「地域の宝物」を把握する必要があったため、このような手法を採用した。ワークショップでは、住民を集めて、地域の魅力、自慢、将来に残したい物等の視点で、さまざまな宝物を挙げ、自分の住む地域の魅力について考えた。

その他、地域の子どもたちが考える「地域の宝物」アンケートや、専門団体の考える「地域の宝物」調査等を実施した。難しく考えすぎないように「歴史」「文化」「文化財」等の制約を特に設けなかったため、六類型や時代を超える多数の「地域の宝物」を収集することができたほか、文化財に対する地域内の取組、意識の温度差や人材等の状況についても知ることができた。詳細は、2章に記載している。

小豆島町文化財保護審議会

いいところ おしえてください!

名前

学年

住んでいる地域(〇を付けて)

住んでいる地域のいいところ

アンケートについて

この項目は

図1-4 学校向け「地域の宝物」アンケート

（公民館における「地域の宝物」収集）

令和 2 年 7 月 28 日

「地域の宝物」ワークショップ（池田公民館）

令和 2 年 7 月 30 日

「地域の宝物」ワークショップ（西村公民館）

令和 2 年 9 月 12 日

「地域の宝物」ワークショップ（安田公民館）

令和 2 年 11 月 1 日

「地域の宝物」ワークショップ（三都公民館）

令和 3 年 10 月 12 日

「地域の宝物」ワークショップ（福田公民館）

令和 3 年 11 月 10 日

「地域の宝物」ワークショップ（蒲生公民館）

令和 3 年 11 月 12 日

「地域の宝物」アンケート（苗羽公民館）

令和 4 年 1 月 17 日

「地域の宝物」ワークショップ（草壁公民館）

令和 4 年 3 月 7 日

「地域の宝物」ワークショップ（坂手公民館）

令和 4 年 7 月 26 日

「地域の宝物」ワークショップ（二生公民館）

令和 4 年 8 月 22 日

「地域の宝物」ワークショップ（橘公民館）

イ 小豆島中央高校と連携した取組

本計画では、文化財保存活用区域の設定を行っている。保存活用区域は、町の特色が特に色濃く残る地域を選んで設定した。設定にあたっては、区域内の「地域の宝物」の集約とともに、今後の活用に資するため、作成協議会委員の指導の下、小豆島中央高校の生徒による地域ワークショップを行い、高校生の視点から見た地域の魅力や課題、「地域の宝物」を生かしたまちづくりを考えた。



図 1-5 作成協議会（第 2 回）



図 1-6 公民館ワークショップ（草壁公民館）



図 1-7 高校ワークショップ

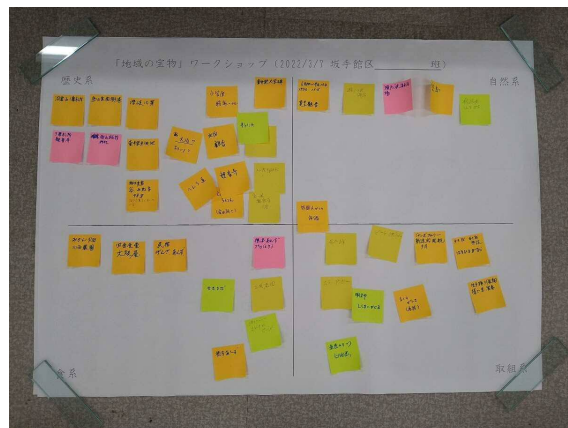


図 1-8 公民館ワークショップ成果物
（坂手公民館）